



平成 28 年熊本地震 被災者の皆様への生活支援

〈令和4年3月29日（第41版）〉

平成28年熊本地震で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

熊本行政評価事務所、九州管区行政評価局では、震災に関するいろいろな問合せや相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、お気軽に御利用ください。

●電話による相談受付：平日の8:30～17:15

096-326-1100

（夜間、土日祝日は留守番電話で対応）

●来所による相談受付：平日の8:30～17:15

住所：熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階
熊本行政評価事務所（主任行政相談官室）

●インターネットによる相談受付：毎日

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>

※ 新型コロナの感染拡大防止のため、できるだけ電話・インターネットをご利用くださいますようお願いいたします。

対面での相談をご希望の場合は、検温、手指の消毒、マスク着用や相談時間の制限（原則30分以内）など、感染防止対策へのご理解・ご協力をお願いいたします。（体温が37.5度以上の場合、利用をご遠慮くださいますようお願いいたします。）

総務省 熊本行政評価事務所

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階

電話：096-326-1100（行政相談専用電話）

F A X：096-324-1663



目 次

| No. | 支援策、手続きの名称等 | 頁 |
|-----|------------------------|---|
| 1 | り災証明書の発行 | 1 |
| 2 | 被災者生活再建支援金の支給 | 1 |
| 3 | 災害義援金の支給 | 1 |
| 4 | 生活福祉資金（住宅補修費・災害援護費）の貸付 | 1 |
| 5 | 被災住宅のローンの返済支援 | 1 |
| 6 | 自宅再建に係る住宅ローンの利子の助成 | 2 |
| 7 | 民間賃貸住宅の保証人不在者への対応 | 2 |
| 8 | 公営住宅への入居に係る初期費用の助成 | 2 |
| 9 | 転居費用の助成 | 3 |
| 10 | 民間賃貸住宅への入居に係る初期費用の助成 | 3 |
| 11 | 被災住宅の補修や建て替えに関する相談 | 3 |
| 12 | 住宅の建設、補修等の融資等 | 3 |
| 13 | 法律相談等の窓口 | 4 |
| 14 | 国民年金保険料が払えない場合の免除 | 4 |
| 15 | 国税の特別措置 | 4 |
| 16 | 県税の特別措置 | 5 |
| 17 | 市町村税の特別措置 | 5 |
| 18 | 農林漁業関係の災害復興の融資、相談窓口 | 5 |
| 19 | 中小企業者を対象とした相談窓口 | 6 |
| 20 | 地域支え合いセンターの活動について | 6 |

(注)1 この情報は、令和4年3月29日時点で熊本行政評価事務所が把握したものです。各機関等における支援策等については、随時、追加、変更します。

最新の情報は、熊本行政評価事務所ホームページのトップページ（下記 URL 参照）の「【特設情報】〈平成28年熊本地震に関する生活支援の情報〉」に掲載しています。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu/kumamoto.html>

2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、平成28年熊本地震においては、熊本県内の全ての市町村が適用を受けています。

まぐみみ熊本

1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅などの建物が地震の被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。既にリ災証明書の発行を受けた場合の再発行については、各市町村の窓口にお問い合わせください。

2 被災者生活再建支援金の支給

- ◆ 住宅が全壊・大規模半壊した場合、半壊の被害や敷地被害を受けてやむをえない事由で住宅を解体した場合において、生活再建のための支援金が支給されます。
- ◆ 住宅の被害の程度に応じて支給される**基礎支援金**の申請は、全ての市町村で受付期間は終了しました。
- ◆ 住宅の再建方法に応じて支給させる**加算支援金**の申請期限は、次のとおりです。
 - ・熊本市、益城町：令和5年5月13日
 - ・菊池市、合志市、大津町、西原村、嘉島町：令和4年5月13日（延長されません）
- ◆ 掲載のない市町村については、既に申請期限が終了しています。

3 災害義援金の支給

- ◆ 熊本地震により亡くなった方、重傷を負われた方、住家が全壊、半壊と判定された方、住家を解体した方、住家が一部損壊の判定を受け被災住宅の修理費用に100万円以上支出した方に災害義援金が支給されます。
なお、申請期限は、令和3年5月13日だとされています。【申請終了】
対象や金額については、市町村の配分委員会において決定しますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

4 生活福祉資金（住宅補修費・災害援護費）の貸付

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金（250万円以内）や災害により臨時に必要な経費（150万円以内）の貸付が行われます。
- ◆ 償還期限は、据置期間（2年以内）終了後、20年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

5 被災した住宅のローンの返済支援

- ◆ 被災した住宅のローン返済について、借入先の同意のもと、法的倒産手続によらずに返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、全国銀行協会相談室にお問い合わせいただくこともできます（ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772、受付時間 9時～17時）。

6 自宅再建に係る住宅ローンの利子の助成

- ◆ ①応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）に入居者していた方、②住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、③半壊の被害を受け住宅を解体した方、④被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方が、熊本県内で住宅を新築・購入・補修する場合、金融機関等からの借入額（借入額のうち、850万円までが対象）の利子の支払額の全部または一部が助成されます（所得制限がありますが、子育て世帯や高齢者、障がい者には緩和措置があります。）。

なお、申請期限は、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6か月経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とされています。詳しくは被災時にお住まいであった市町村にお問い合わせください。

- ◆ 上記に該当する方が、リバースモーゲージ型の融資（毎月の返済は利息のみで、借入金の元金は申込人全員が亡くなられたときに、住宅及び土地の売却等より一括して返済する、高齢者向け返済特例等）を受けた場合も、金融機関等からの借入額（借入額のうち、850万円までが対象）の利子の支払額の全部または一部が助成されます。この場合、所得制限はありません。

なお、申請期限は、住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6か月経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とされています。詳しくは被災時にお住まいであった市町村にお問い合わせください。

7 民間賃貸住宅への入居に係る初期費用の助成

- ◆ ①応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、②住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、③半壊の被害を受け住宅を解体した方、④被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方が、熊本県内の民間賃貸住宅に入居した場合、礼金・仲介手数料を含む初期費用について、一世帯あたり一律20万円（1回限り）が助成されます。現在入居されている、みなし仮設について、個人名義の契約に切り替える場合にも適用されます。

なお、申請期限は、再建先の住宅に入居した日から起算して6か月経過した日又は令和4年3月31日のいずれか早い日とされています。詳しくは被災時にお住まいであった市町村にお問い合わせください。

8 民間賃貸住宅の保証人不在者への対応

- ◆ ①応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、②住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、③半壊の被害を受け住宅を解体した方、④被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方で、保証人がいないため、熊本県内の民間賃貸住宅に入居できない方が、見守り等支援機関により見守りを受けて入居した場合、見守り料に対して一世帯あたり一律10万円（1回限り）が助成されます。

なお、申請期限は、再建先の住宅に入居した日から起算して6か月経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日とされています。詳しくは被災時にお住まいであった市町村にお問い合わせください。

9 公営住宅への入居に係る初期費用の助成

- ◆ ①応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、②住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、③半壊の被害を受け住宅を解体した方、④被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されているが熊本県内の公営住宅に入居する際に必要な備品等の初期費用として、一世帯あたり一律 10 万円（1 回限り）が助成されます。

なお、申請期限は、再建先の住宅に入居した日から起算して 6 か月経過した日又は令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日とされています。詳しくは被災時にお住まいであった市町村にお問い合わせください。

10 転居費用の助成

- ◆ ①応急仮設住宅（みなし仮設を含む。）の入居者で住宅の供与期間中に退去した方、②住宅が全壊・大規模半壊の被害を受けた方、③半壊の被害を受け住宅を解体した方、④被災者生活再建支援法に基づき長期避難世帯として認定されている方が、応急仮設住宅等から熊本県内の再建先（新築・購入・補修した住宅、民間賃貸住宅、公営住宅等）に転居した場合、転居費用として、一世帯あたり一律 10 万円（1 回限り）が助成されます。

なお、申請期限は、再建先の住宅に入居した日から起算して 6 か月経過した日又は令和 5 年 3 月 31 日のいずれか早い日とされています。詳しくは被災時にお住まいであった市町村にお問い合わせください。

11 被災住宅の補修や建て替えに関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や建て替えに関する相談窓口として、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいのダイヤル」を開設しています。
0570-016-100（平日 10 時～17 時）にお問い合わせください。
- ◆ 一般財団法人熊本県建築住宅センターでは、被災住宅の補修や建て替えについて、一級建築士等の専門家が対面で相談に応じる「無料住宅相談」を開設しています。事前の予約が必要です（電話：096-385-0771）。

12 住宅の建設、補修等の融資等

- ◆ 独立行政法人住宅金融支援機構では、自然災害により自宅に被害を受けられた方（地震等の災害で住宅が全壊、大規模半壊または半壊した旨のり災証明書を交付されている方）に対し、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

なお、平成 28 年熊本地震に係る災害復興住宅融資については、申請期限は令和 5 年 4 月 30 日です。詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

・住宅金融支援機構 お客様コールセンター：0120-086-353（通話料無料）

- ◆ 住宅金融支援機構では、益城町役場仮設庁舎 1 階相談室（益城町立益城幼稚園東隣り）において定期的に災害復興住宅融資の相談会を開催しています。相談会では、資金計画相談を受けて、「災害復興住宅融資」の制度案内、資金計画シミュレーションの実施、資金計画のアドバイス等を行っています。予約は不要ですが、状況によってお待ちいただくことがあります。

予約連絡先：熊本復興支援部ループ 電話 096-241-6180（平日 9 時～17 時）

13 法律相談等の窓口

- ◆ 熊本県弁護士会では、熊本市、阿蘇市、益城町など県内 8 か所に法律相談センターを設けて、平成 28 年熊本地震で被災された方及びご家族からの地震被害に関連する法律相談を無料で行っています。事前予約が必要です（096-325-0009）。
- ◆ 熊本行政評価事務所では、くまもと県民交流館パレア（鶴屋デパート東館）で原則毎月第 1～第 4 水曜日に「暮らしの行政なんでも相談」を開催しています。弁護士による無料法律相談日（要予約）、司法書士による相談日もあります。
問合せ：熊本行政評価事務所 電話 096-324-1662

14 国民年金保険料が払えない場合の免除

- ◆ 平成 28 年熊本地震により、住宅、家財、その他の財産について、一定の損害を受けられた国民年金被保険者については、ご本人の申請とその損害額等に基づいて国民年金保険料の全額免除を受けることができます。対象となるのは平成 30 年 6 月分以前の保険料で、2 年 1 か月遡って申請できます。
- ◆ 詳しくは、市町村の国民年金担当窓口または最寄りの年金事務所（国民年金課）[平日 8 時 30 分から 17 時 15 分]にお問い合わせください。

| 名称 | 電話番号 | 国民年金の管轄区域 |
|----------|--------------|---------------------------|
| 熊本西年金事務所 | 096-353-0142 | 熊本市、山鹿市、菊池市、合志市、菊池郡 |
| 熊本東年金事務所 | 096-367-2503 | 宇土市、宇城市、阿蘇市、下益城郡、阿蘇郡、上益城郡 |
| 玉名年金事務所 | 0968-74-1612 | 玉名市、荒尾市、玉名郡 |
| 本渡年金事務所 | 0969-24-2154 | 天草市、上天草市、天草郡 |
| 八代年金事務所 | 0965-35-6123 | 八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡 |

15 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として、「所得税の軽減」、「相続税・贈与税の免除又は軽減、土地等の評価の特例」、「被災自動車にかかる自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
また、相続税・贈与税について、災害減免法に基づく減免措置や土地等の評価の特例が適用される場合があります。
なお、これらの措置を受ける場合は、確定申告が必要です（既に申告を済ませている方は「更正の請求」をすることができます。）。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署（次ページ）にお問い合わせください。

◆ 税務署一覧

| 税務署名 | 電話番号 | 管轄区域 |
|--------|--------------|-------------------|
| 阿蘇税務署 | 0967-22-0551 | 阿蘇市 阿蘇郡 |
| 天草税務署 | 0969-22-2510 | 上天草市 天草市 天草郡 |
| 宇土税務署 | 0964-22-0410 | 宇土市 宇城市 下益城郡 |
| 菊池税務署 | 0968-25-2121 | 菊池市 合志市 菊池郡 |
| 熊本西税務署 | 096-355-1181 | 熊本市(中央区、西区、南区、北区) |
| 熊本東税務署 | 096-369-5566 | 熊本市(東区) 上益城郡 |
| 玉名税務署 | 0968-72-2125 | 荒尾市 玉名市 玉名郡 |
| 人吉税務署 | 0966-23-2311 | 人吉市 球磨郡 |
| 八代税務署 | 0965-32-3141 | 八代市 水俣市 八代郡 葦北郡 |
| 山鹿税務署 | 0968-44-2181 | 山鹿市 |

16 県税の特別措置

- ◆ 平成 28 年熊本地震で住宅の被害の程度が全壊、半壊または大規模半壊とされた方、固定資産税の災害減免の対象となった方が、令和 5 年 3 月末までに代替りの不動産を取得した場合、不動産所得税が減額される場合があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの各広域本部の税務課等または熊本県自動車税事務所にお問い合わせください。

| 名称 | 電話番号 | 管轄区域 |
|---------|--------------|-------------------------------------|
| 県央広域本部 | 096-333-3200 | 熊本市、宇土市、宇城市、下益城郡、上益城郡 |
| 県北広域本部 | 0968-25-4124 | 荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、阿蘇市、合志市、玉名郡、菊池郡、阿蘇郡 |
| 県南広域本部 | 0965-33-3180 | 八代市、人吉市、水俣市、八代郡、葦北郡、球磨郡 |
| 天草広域本部 | 0969-22-4239 | 天草市、上天草市、天草郡 |
| 自動車税事務所 | 096-368-4020 | 県下全市町村(自動車税のみ) |

17 市町村税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、市町村税の減免、猶予の対象となる場合があります。
- ◆ 住宅用地に対する課税標準の特例を受けていた土地を熊本地震の影響でやむを得ない事情により住宅用地として使用できず更地にした場合、その土地の平成 29 年度から令和 2 年度分までの固定資産税及び都市計画税は、更地にする前と同様に住宅用地とみなして課税されます（住宅用地以外の用途で使用されている場合は対象外となります。）。
- ◆ 熊本地震により滅失・損壊した家屋の所有者が、令和 5 年 3 月 31 日までに代替家屋を取得又は損壊家屋を改築した場合、4 か年度分の固定資産税及び都市計画税が減額されます。
- ◆ 熊本地震により滅失・損壊した償却資産の所有者が、令和 5 年 3 月 31 日までに代替償却資産を取得又は被災償却資産を改良した場合、4 か年度分の固定資産税が減額されます。

18 農林漁業関係の災害復興の融資、相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

| | |
|----------------------|--------------|
| 日本政策金融公庫 熊本支店 | 096-353-3104 |
| 日本政策金融公庫 本店 農林水産事業本部 | 0120-926478 |
| 農林中央金庫 熊本支店 | 096-353-1147 |

19 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に、熊本地震特別貸付、金融円滑化特別資金、小規模事業者おうえん資金、資金繰り安定借換資金などの融資、信用保証料の免除などの支援措置が実施されています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。
 - 【熊本県 商工振興金融課】 096-333-2314
 - 【日本政策金融公庫】（融資）
 - 熊本支店中小企業事業 096-352-9155
 - 熊本支店国民生活事業 096-353-6121
 - 八地支店国民生活事業 0965-32-5195
 - 【熊本県信用保証協会】（保証） 096-375-2000

20 地域支え合いセンターの活動について

- ◆ 熊本市、西原村、益城町では、平成28年熊本地震で被災した方々が、生活再建に向けて安心した日常生活を送れるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流の促進などの総合的な支援を行う「地域支え合いセンター」を設置し、各地で活動しています（センターの運営は各市町村の社会福祉協議会などが担っています）。
センターでは、「生活支援相談員」などを配置して、応急仮設住宅（建設型・借上型）にお住まいの方、在宅の被災者の方々などを巡回訪問し、専門機関などと連携して様々な相談やお困りごとへの対応を行うほか、集会所でのサロン活動などのコミュニティ・交流の場づくりのお手伝いを行っています。詳しくは市町村にお問い合わせください。